

くらしのカレンダー

11/1 木 赤口 ■村政懇談会 午後7時 中条集落開発センター (燈台記念日)(全国青少年健全育成強調月間・~30日) (自衛隊記念日)(指名手配被疑者捜査強化月間・~30日) (文化財保護強調週間・~7日)(技能尊重月間・~30日) (JAS普及推進月間・~30日)(政府刊行物普及月間・~30日) (建設雇用改善推進月間・~30日)(下請取引適正化推進月間・~30日)	9金 友引 ■村政懇談会 午後7時 中通公民分館 [太陽暦採用記念日]
2金 先勝 ■村政懇談会 午後7時 中野西部集落開発センター	10土 先負 [金融機関休業日](交通安全家庭の日) [手足のない不自由な子どもを育てる運動・~12月10日]
3土 友引 ■文化の日 ■村内一周駅伝競走大会 役場前午前9時出発 ⑥星野(幸)医院(☎66-2103) ⑦金井医院(☎62-0116) ◆高森石油刈谷田SS ◆中沢燃料(株)見附バイパスSS (赤沼☎02569-8-4721) (今町4丁目☎66-4110) ⑧杏仁堂医院(☎62-0123) ⑨寺師医院(☎62-0137)	11日 仏滅 ■村民祭 午前9時~午後4時 中之島村公民館 ◆小飯塚石油(株)中之島SS ◆大久保石油(株)今町SS (中之島第1☎66-3055) (芝野町☎66-3264) ⑩霜島医院(☎62-0579) ⑪佐々木医院(☎62-2357) [税を知る週間・~17日](世界平和記念日)
4日 先負 ■献血車来村 午前10時~午後3時 役場前 ■犬の登録と狂犬病予防注射 注射料2,350円 登録料2,100円 午後1時~2時 星家畜医院(今町1丁目☎66-2149) ■村政懇談会 午後7時 中野公民分館 [お年玉つき年賀はがき発売日] [糖尿病週間・~11日](精神衛生普及週間・~11日)	12月 大安
5月 仏滅	13火 赤口 ■心配ごと相談(行政・人権相談も含む) 午後1時~4時 中之島村公民館 ■就学前健康診断 12時50分 上通小学校
6火 大安 ■心配ごと相談(行政・人権相談も含む) 午後1時~4時 中之島村公民館 ■精神衛生相談会 午後1時30分~2時30分受付 中之島村公民館 ■村政懇談会 午後7時 押切駅前公会堂	14水 先勝 ■停電 午前9時~正午 中条新田の一部 ■就学前健康診断 12時30分 中之島中央小学校
7水 赤口 ■村政懇談会 午後7時 大口公会堂 [立冬][一日中小企業庁・鹿児島県で]	15木 友引 ■一歳児検診 対象者 昭和58年10月~12月生まれ 午後2時~2時30分受付 中之島村公民館 [狩猟解禁][七五三] [保育所入所申請書受付開始・~30日]
8木 先勝 ■村政懇談会 午後7時 中之島村公民館 [世界都市計画の日]	16金 先負 ■就学前健康診断 午後1時15分 信条小学校 [自衛隊音楽まつり・~17日(日本武道館で)]

利用のために

⑧マークは休日在宅当番の内科医 | 診療時間はいずれも午前9時から午後5時までです。
⑨マークは休日在宅当番の外科医 | 時間外でやむを得ない時は、当番医の変更の有無を役場へ確かめてから受診してください。
◆マークは日曜営業の給油所 ■マークは行事 □マークは祝・祭日

クマ、タヌキなどのクマ型ミに似た小さな動物(シマリスなどの温血動物)にみられる冬眠で、冬眠中は体温が下がります。呼吸数も減りますが、物音や光などの刺激で目を覚ますこともあります。

紅葉が終わり、木の葉が散り始めると、そろそろ動物たちの冬眠シーズンです。冬を寝て過ごす動物といえはカエル、リス、クマなどいろいろいます。ところが、ひとくちに冬眠といっても、眠りかたの程度などによってカエル型・コウモリ型・クマ型の三つのタイプに分けられています。カエル型はカエル、ヘビ、カメなど冷血動物にみられる冬眠で、気温が下がると体温も低下し活動しなくなります。一度冬眠に入ると、気温が一定の高さにならない限り、どんな刺激を与えても目を覚ましません。



冬眠

人間は冬眠しませんが、「冬ごもり」という言葉が俳句の季語にあります。窓に目張りをして、家族が囲炉裏端に集まって雪深い冬を過ごす。雪国ならではの冬の生活風景ですが、最近では家の構造も変わり、暖房もよく効くようになり、冬ごもりという感じはなくなっているようです。しかし、冬という言葉は、雪国ならずとも身が引き締まる思いがします。そして、冬眠をしない人間が冬を過ごすとき、どうしても必要とするのが火です。冬を暖かく過ごすために、身も心も引き締めて火の元には十分注意しましょう。



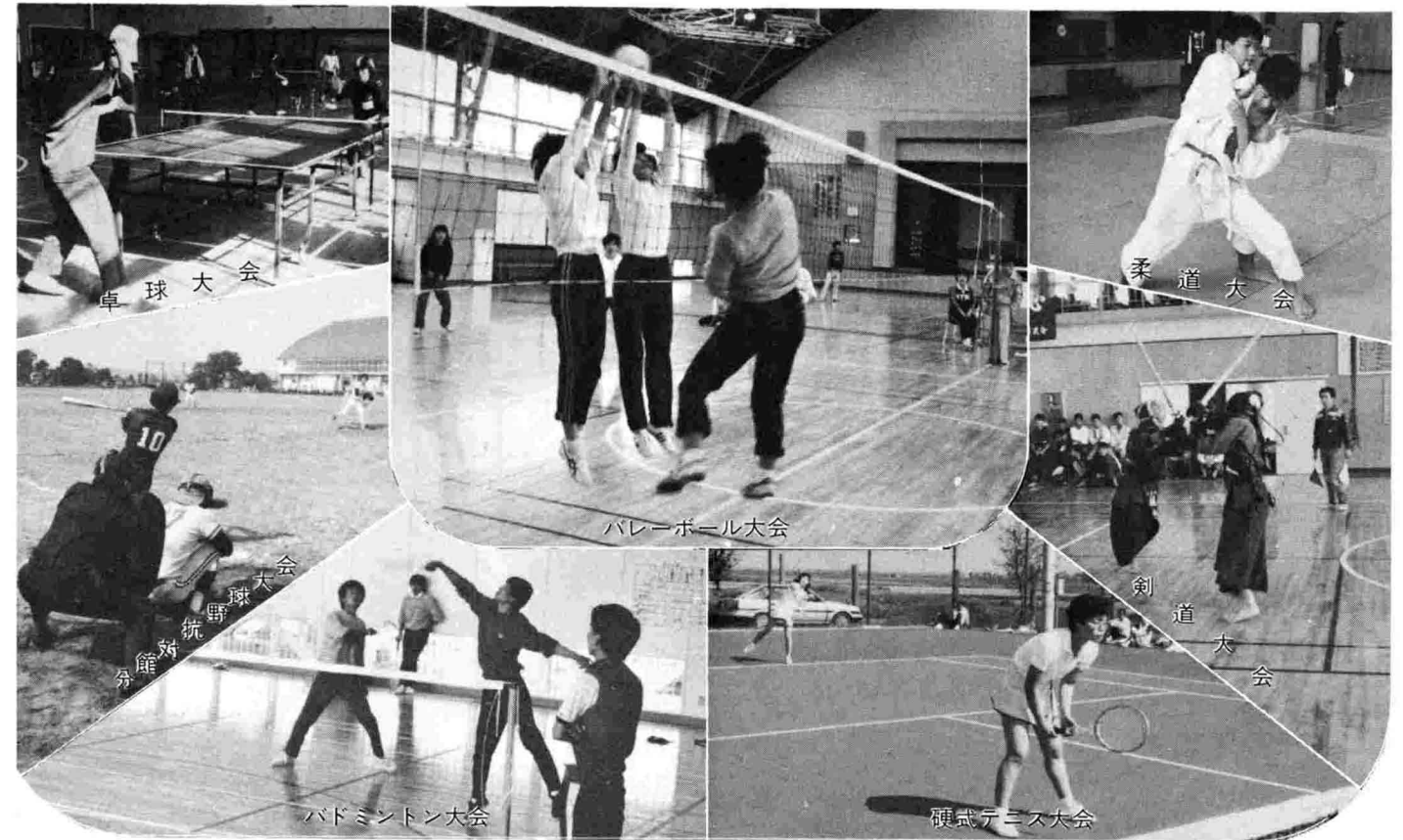
広報 なかのしま

昭和59年

10月

 No.134

編集と発行/南蒲原郡中之島村役場企画課
(〒954-01 ☎0258(66)2270)



7種目に総勢570名参加——総合体育祭

——10月10日(祝)及び14日(日)開催・大会結果は12~13ページに掲載——

おもな内容

- ・昭和58年度決算を公表 ②~⑤
- ・9月定例村議会より ⑥~⑦
- ・故山崎孝一さん(元村議会議長)に従六位勲五等瑞宝章 ⑦
- ・保育所の入所申請はお早めに ⑨
- ・総合体育祭結果から ⑫~⑬
- ・村史編さんこぼれ話(その六) ⑭
- ・くらしのカレンダー ⑯

村民憲章

一、わたくしたちは、恵まれた自然に感謝し郷土を愛し、働く喜びを知る家庭と村をつくりましょう

一、わたくしたちは、健康で笑顔に満ちた心のかような家庭と村をつくりましょう

一、わたくしたちは、伝統を生かし、教育・文化の向上と産業の発展につくす家庭と村をつくりましょう。

(昭和五十六年八月八日制定)



住みよい村づく

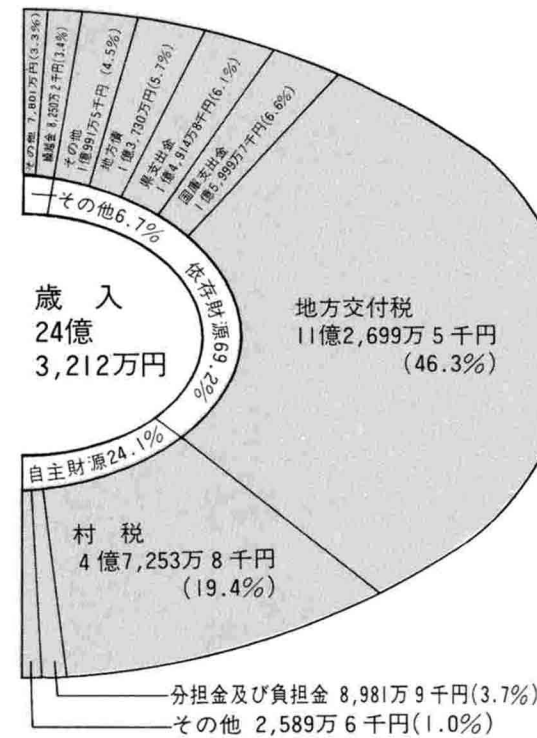
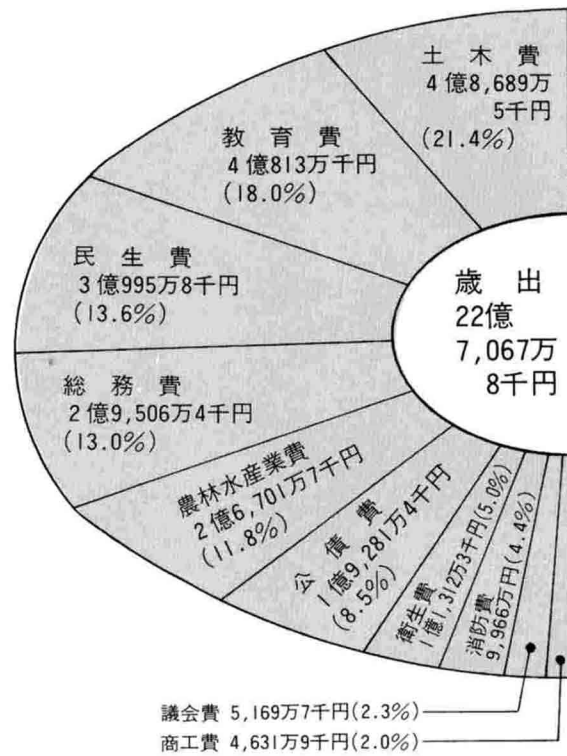
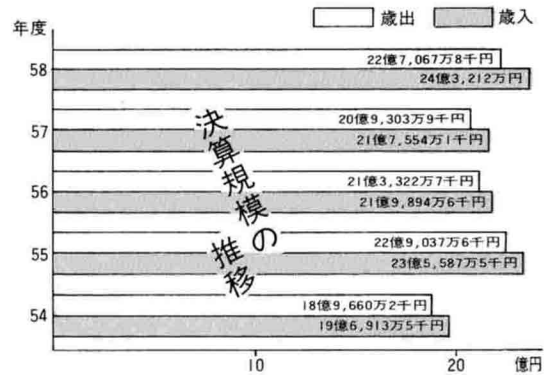
ご覧ください 昭和58年



りに確かな足跡

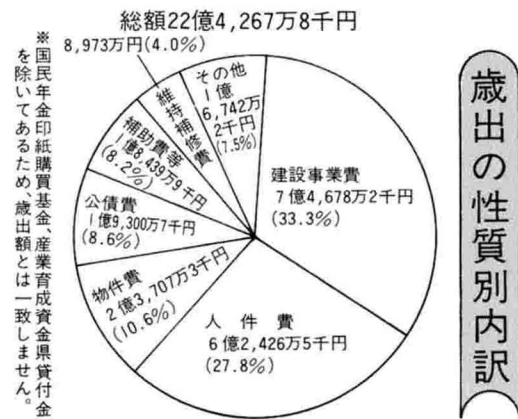
度の村の家計簿(決算)

上通小起工式の様子(昨年7月2日)



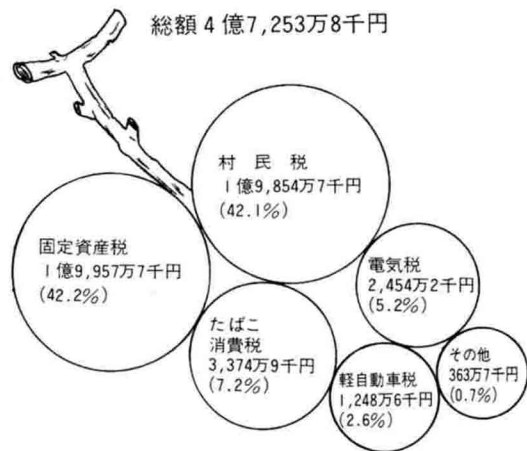
一般会計

わたしたちの村の昭和五十八年度決算が、九月定例議会で認定されました。学校の建設、道路の改良舗装、産業の振興、社会福祉の充実など、明るく住みよく豊かな村づくりの実現のために切り盛りする村の台所は、皆さんの税金を柱に国・県からの補助金や地方交付税などでまかなわれていますので、いわばこの報告書は、村民一万一千五百人の家計簿といえます。大きな数字で分かりにくいですが、この機会に皆さんが納めた税金がどのように使われ、村の家計はどのようになっているかご覧ください。



歳出の性質別内訳

村税の収入内訳



次いで教育費一八・〇%、民生費一三・六%と続いています。前年度に対する伸びをみると、農林水産業費が新地域農業生産総合振興対策事業、農村総合整備モデル事業等により四二・九%、教育費が上通小学校屋内体育館建設事業等により四一・二%と大幅に増加した反面、民生費では老人保健法の施行により、老人医療費に関する費用が老人保健特別会計に移管されたことから、逆に一七・八%も減少しました。

また、性質別では、約三分の一(三三・三%)を普通建設事業費で占めています。これも上通小学校体育館建設工事の着工などにより、前年度に比べて四六・二%の大幅な増加となりました。

歳出

対前年度比八・五%の増加

前年度に比べて一億七千七百六十三万九千円、八・五%増加し、歳入同様大幅な増加となりました。

目的別構成比をみると、土木費二一・四%

歳入

対前年度比一一・八%の増加

構成比は上図のとおりですが、前年度に比べ、地方交付税が二千三百二十九万二千円(二・一%)、県支出金が四千二十九万一千円(三・七%)、村税が四千六百八十六万三千円(一一・〇%)、地方債が一億一千七十七万(四一・六%)と、大幅な額の増加となり、総額でも二億五千六百五十七万九千円、一一・八%の大幅な増加となりました。

また、実質収支から前年度の実質収支(八千二百五十万二千円)を差し引いた単年度収支も、七千八百九十四万円の黒字となりました。

決算収支

一億六千万円の黒字

歳入総額二十四億三千二百二十二万円、歳出総額二十二億七千六百七十八千円で、決算の実質収支は翌年度に繰り越す財源がないので、一億六千四百四十四万二千円の大幅な黒字となりました。

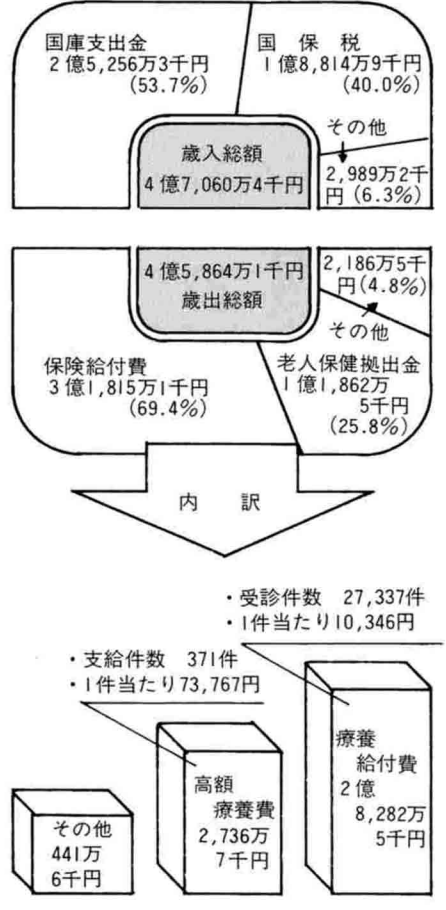
国民健康保険特別会計

昭和58年度決算収支()は57年度

- 歳入総額 4億7,060万4千円 (5億945万2千円)
- 歳出総額 4億5,864万1千円 (4億8,503万4千円)
- 実質収支 1,196万3千円 2,441万8千円)

昭和五十八年度国民健康保険特別会計の決算額は上記の通りとなり、前年度に比べ、歳入総額で三千八百八十四万八千円、七・六%の減少、歳出総額でも二千六百三十九万三千円、五・四%の減少、実質収支でも一千二百四十五万五千円、五・一・〇%減少しました。歳入で減少したおもなものは、国庫支出金の一千二百四十七万八千円(四・七%の減)、繰越金の二千五百三万円(五・〇%の減)であり、歳出では、老人保健法に基づく老人医療費の通年化に伴い、保険給付費が一億二千四百五十一万円(二八・一%)減少したのがおもなものです。

反面、歳出では前年度に比べ、老人保健拠出金が一億九百万一千円(一・三三・六%)成人病予防対策として実施した一日人間ドック利用者に対する助成の増加により、保健施設費が百五十四万一千円(一・一〇・七%)と、それぞれ大幅に増加しました。

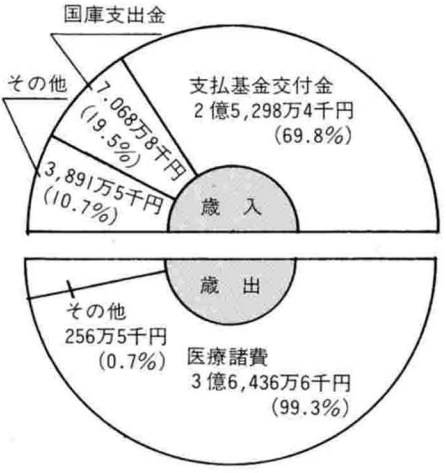


老人保健特別会計は、昭和五十八年二月一日から施行された老人保健法に基づいて、七十歳以上の者及び六十五歳以上七十歳未満で障害認定を受けた者にかかる、医療費を支払うために設けられたもので、昭和五十七年度は二月診療にかかると、昭和五十八年度ははじめて十二ヵ月分の医療費の支出が行われました。

その歳入歳出決算額は右記のとおりとなり、実質収支額は四百三十四万四千円(赤字)となりました。これは、歳入の主要財源である支払基金交付金、国庫支出金及び県支出金の交付不足によるものですが、翌年度には精算交付されることになっています。

昭和58年度決算収支

- ＜歳入総額＞ 3億6,258万7千円
- ＜歳出総額＞ 3億6,693万1千円
- ＜実質収支＞ 434万4千円の赤字



老人医療対象人員数 (昭和59年3月末現在)

区分	国民健康保険		健康保険		日雇労働者健康保険	共済組合	計
	市町村	組合	政府	組合			
70歳以上の者	775	19	210	39	3	27	1,073
65歳以上70歳未満で障害認定者	21	-	4	4	-	1	30
計	796	19	214	43	3	28	1,103

老人保健特別会計

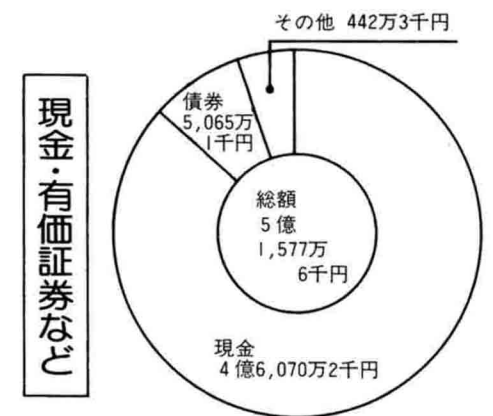
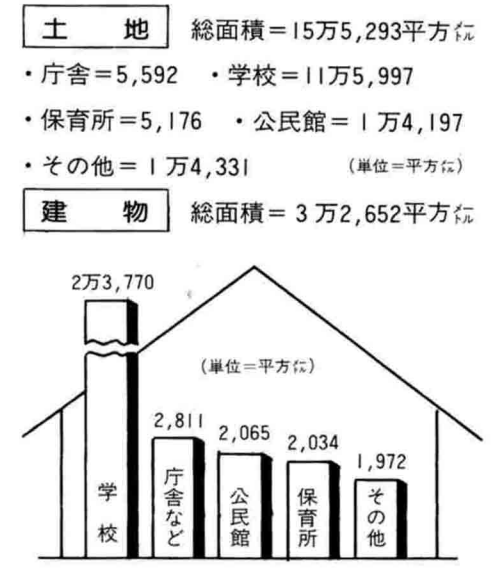


村民一人あたり
納めたお金 41,327円
(人口11,434人)
(59.3.31現在)

昭和58年度のおもな建設事業

- ◆道路新設改良事業 2億2,093万5千円
- ◆上通小学校体育館建設事業 1億4,553万1千円
- ◆農村総合整備モデル事業 5,075万円
- ◆地方道改良事業 3,490万円
- ◆橋りょう新設改良事業 2,704万5千円
- ◆都市計画事業(街路) 2,110万円
- ◆団体営農道整備事業 1,786万4千円
- ◆防火水槽新設工事 1,320万円
- ◆老人いこいの家屋根張替工事 430万円
- ◆水防倉庫改築工事 333万円
- ◆信条公民分館前舗装工事 150万円

村有財産の内訳



村債の内訳

現在高	義務教育施設整備事業債	一般単独事業債	一般公共事業債	その他	
5億6,172万3千円 (43.1%)	3億5,792万9千円 (27.4%)	3億2,627万3千円 (25.0%)	5,882万9千円 (4.5%)		
総額13億455万4千円——村民一人あたり11万4,094円					
借入先	政府資金 9億4,220万2千円 (72.2%)	農協資金 1億5,230万2千円 (11.7%)	公庫資金 1億340万円 (7.9%)	銀行資金 5,375万円 (4.1%)	その他 5,290万円 (4.1%)

使ったお金 198,590円

- 土木費 42,583円
- 教育費 35,695円
- 民生費 27,108円
- 総務費 25,806円
- 農林水産業費 23,353円
- 公債費 16,863円
- 衛生費 9,894円
- 消防費 8,716円
- その他 8,572円

教育委員に大竹宏氏を再任 村道改良工事などに 四千三百万円を追加補正

九月定例村議会は、九月二十一日から八日間の会期で開催され、九月二十八日に閉会しました。
この定例会には、昭和五十九年度一般会計・国保特別会計の補正予算や昭和五十八年度各会計歳入歳出決算の認定、任期満了に伴う教育委員に大竹宏氏・樋山桑男氏を再任するなど、村長提出議案八議案が審議され、いずれも原案どおり可決されました。おもな内容は次のとおりです。

条例関係

■中之島村国民健康保険条例の一部改正について——退職者医療制度の創設に伴い、その適用を受ける退職被保険者及びその被扶養者に対する給付の割合が変わってくるため、一部負担金に関する条項を改正したものです。

補正予算

- 昭和五十九年度中之島村一般会計補正予算について——補正額は四千三百二十六万八千円を追加し、総額二十七億六千八百七十七万七千円となりました。
- おもな補正内容は次のとおりです。
- ▼総務費
 - ・役場庁舎補修工事請負費 百六万九千円の減額
 - ・上通小学校旧校舎取り崩し工事費請負費 百五十九万円の減額
 - ▼農林水産業費
 - ・超過勤務手当 百六十一万二千元
 - ・農林水産業総合振興対策事業費補

- 助金（集落開発センター島田部落協議会） 三百五十万円
- ・地域農業集落育成事業補助金（十集团） 百五十万円
- ・集落道路集落排水路工事請負費（農村総合整備モデル事業） 八百二十万八千円の減額
- ・立木、車庫、ブロック塀、水道管等移設補償料（農村総合整備モデル事業） 二百三十六万二千元
- ・島田地区農道工事請負費（農道整備事業） 四百十萬八千円の減額
- ・農免農道整備事業負担金（農道整備事業） 九百三十三万一千円の減額
- ▼土木費
 - ・村道用地確保工事費助成金（宮内（狐興野）） 百二十七万九千円
 - ・村道改良工事請負費（六路線） 三千万円
 - ・村道長呂末宝線用地購入費
- ▼消防費
 - ・消防ポンプ置場新築及び解体移転工事費 百四十一万二千元
 - ▼公債費
 - ・村債年次償還利子（民生債・農林水産業債・土木債・教育債） 八百二十五万七千円
- 昭和五十九年度中之島村国民健康保険特別会計補正予算について——補正額は予備費を五百五十七万円を



▲昭和58年度主要施策の成果を述べる齋藤村長

減額し、総額四億七千九百九十七万七千円としました。

請願

- 公認野球場とゲートボールコートを設置促進に関する請願について
- 小額貯蓄非課税制度の見直しに対する意見書提出に関する請願
- 郵便貯金やマル優などの預貯金利率に税金をかけることに反対し、現行制度の継続と非課税限度額の枠拡大に関する意見書の提出を求める請願

そのほか

■昭和五十八年度中之島村一般会計、国保特別会計及び老人保健特別会計の歳入歳出決算が認定されました。（二、五ページに掲載）

■教育委員の任命について——九月三十日任期満了に伴う教育委員に、大竹宏氏（中之島第三・六十八歳）と樋山桑男氏（中条宮村・六十一歳）が再任されま



大竹 宏氏

した。任期は四カ年間です。なお、教育委員会ではこの任命に伴い、教育委員長に大竹宏氏を、教育長に樋山桑男氏を再任しました。



樋山桑男氏

- 議員提案による次の二議案が、それぞれ原案どおり可決されました。
- ▼郵便貯金やマル優などの預貯金利率に税金をかけることに反対し、現行制度の継続と非課税限度額の枠拡大に関する意見書の提出について
- ▼国庫補助負担率引き下げによる地方負担軽減反対に関する要望決議



しなやか日本、みんなで行革。

故山崎孝一さん(元村議会議長)に 従六位勲五等端宝章

今年八月二十五日、七十四歳で逝去された元村議会議長の山崎孝一さん（中条第一）に、このたび、地方自治功労者として従六位勲五等端宝章が贈られ、去る十月十五日、故人に縁の深い役場議場において、齋藤村長から遺族にその伝達が行われました。

山崎さんは、昭和三十年村会議員に初当選以来、連続五期二十年の永きにわたり、議会活動を通じて地方自治に貢献されたもので、この間、村議会議長、同副議長、総務文教常任委員長、農業委員会

長代理をそれぞれ一期づつ歴任されたほか、国民健康保険運営協議会委員、融資委員会委員、農業委員会委員、公民館運営審議会委員、青少年問題協議会委員、都市計画審議会委員としての公職も務められました。
また、消防団中条分団長、旧中条農業協同組合理事、遺族会副会長など、長年団体の役員としても活躍された人でした。
故人の叙位及び叙勲をお祝いするとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。



▲10月15日に行われた伝達の様子



▲生前の山崎孝一さん

あなたの声を村政に...

一 村長とひざを交えての『村政懇談会』を開催中一

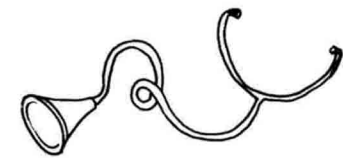
「村民の皆さんと直接ひざを交えて、村政に対する生の声をお聞きしたい。そして、それらを今後の行政に反映させ、より暮らしやすい村づくりを進めてゆきたい……」とする、恒例となりました村長とひざを交えての「村政懇談会」を、今月10月29日から村内10会場で開催しています。

日頃、みなさんが村政に対して考えておられること、こういうことをしたらどうかなど、何でもけっこうですので、この機会にお聞かせください。

《11月の開催日程》

月日(曜日)	時間	会 場
11月1日(木)	午後7時~午後9時	中条集落開発センター
2日(金)		中野西部集落開発センター
5日(月)		中野公民分館
6日(火)		押切駅前公会堂
7日(水)		大口公会堂
8日(木)		中之島村公民館
9日(金)		中通公民分館

※都合のよい最寄りの会場にご参集ください。



就学前健康診断の 通知書は届きましたか

来年四月、新しく入学されるお子さんの「就学前健康診断」を次の日程で実施します。対象者には通知書を十月中旬に発送しましたが、まだ届いていない方がありましたら教育委員会(☎六六一三三四二)へご連絡ください。

▼ 上通小学校 十一月十三日(火)
▼ 中之島中央小学校 十一月十四日(水)
▼ 信条小学校 十一月十六日(金)

カメラ 散歩

今年で第十三回目を迎えた「畜産共進会」が、十月十三日(土)に中之島村農協配送センター脇で開催され、審査の結果次の方々の牛が優秀賞に選ばれました。

- 和牛
 - 種山 和宏 (中条宮村)
 - ホルスタイン
 - 田辺 正男 (中条第二)
- (乳用牛の部)
 - 経産牛
 - 本間 満 (並木新田)
 - 未經産牛
 - 山崎 一弥 (西野)



「保育所の入所申請はお早めに」 受付期間十一月十五日↓十一月三十日

昭和六十年年度の保育所入所申請の受付を、次の要領で行いますので、入所を希望される保護者は、お早めに申請手続きをしてください。「入所申請用紙」は、村内各保育所に用意してあります。

① 入所基準 入所申請用紙の裏面に記載の入所基準を参照のうえ、家庭で保育できない方のみ、入所申請の手続きを……

② 入所措置(決定) その地区の最寄りの保育所に入所させることがたてまえですが、定員の関係上やむを得ず他地区の保育所に入所してもらうこともありますので、あらかじめご了承ください。

◆各保育所別収容定員

名 称	乳 児 収容定員	幼 児 収容定員
村立中之島保育所	一六名	一四四名
村立上通保育所	六名	五四名
村立中通保育所	六名	五四名
村立中野保育所	八名	七二名
村立中条保育所	六名	五四名
村立信条保育所	九名	八一一名

◆入所申請の受付期間 十一月十五日(木)~十一月三十日(金)

◆入所申請の受付場所 在住する地域所在の各保育所

◆各保育所別収容定員

入所決定通知書は、入所申請書に基づき各家庭の状況調査等を行い、選考委員会の審査を経て決定し、来年三月中旬頃までに各保護者に通知します。詳しくは、最寄りの保育所または住民福祉課(☎六六一二一七〇)にお問い合わせください。



楽しい行事がいっぱいの保育所生活



10月7日(日)、恒例の「秋季消防演習」が中之島中グラウンドを会場に開催され、日頃の練習成果を披露しました。(写真上=分列行進の様子・写真左下(円内)=小型消防ポンプ操法の演習風景)

秋の農作業も一段落した十月中旬、村内四地区(上通・中野・中条・西所)で、長寿を祝う「敬老会」が開催され、招待されたお年寄りたちは、秋の一日をたっぷり楽しんでいます。(写真は上通学区での「敬老会」風景・十月十三日(土)開催)



「今日もどこかで」「結婚」「兄んちゃん」に続き、四たび目の公演となった統一劇場の「親父と嫁さん」を、去る10月16日(火)、中之島中央小体育館において開催。当日は、県内初日公演ということもあり、村内外から約900名が入場し、3時間にあたる生の演劇を見入っていました。



村商工会では、広く村民を対象とした教養講演会(土屋治子女士による「魅力へのパスポート」・聴衆者約三十名、写真右)を十月十六日(火)に、経済講演会(吉野俊彦氏による「どうなるこれからの日本経済」・聴衆者約六十名・写真下)を十月二十三日(火)にそれぞれ開催し、聴衆にきた村民は、秋の夜長、各講師の話を熱心に聞き入っていました。





夕暮れ時の 交通事故防止運動実施中

十月二十一日～十一月二十日

目的

秋の深まりとともに日没が早まり、また天候も不順となることから、例年、歩行者及び自転車利用者などを中心とした交通事故が多発している。このため、夕暮れ時における交通安全を確保し、多発する交通事故の抑止を図ることを目的とする。

期間

昭和五十九年十月二十一日(日)から十一月二十日(火)までの一カ月間。

運動の重点

一、ライトの早期点灯と安全速度の励行——ライトをつけることは、視界を良くするだけでなく、相手に自分の存在を知らせるにもなります。自動車やバイクはもとより、自転車も早めにライトをつけましょう。また、夜間はライトの光だけが頼りですが、その照射距離は下向きの場合でせいぜい四〇メートルです。

夜間は、スピードを落として運転しましょう。

二、歩行者及び自転車利用者の安全通行の励行——夕暮れ時から、夜間における歩行者・自転車事故のほとんどは、ドライバーの発見遅れのため起きています。歩行者及び自転車利者は、懐中電灯を携行したり、反射材や明るい衣服などを着用したりして、夜間でもドライバーから見やすい目立つものにししましょう。

三、シートベルト・ヘルメット着用の推進——車やバイクで出かける家族などに、シートベルトやヘルメットを着用して、安全運転をするよう愛の声をかけましょう。シートベルト、ヘルメットはあなたの命を守ります。



年金 コーナー

気をつけよう！未納期間

国民年金の老齢年金額は、加入者個人個人の保険料納付実績を基礎として計算されますので、保険料納付済期間が多くなれば、それに比例して受ける年金も多くなるしくみになっています。

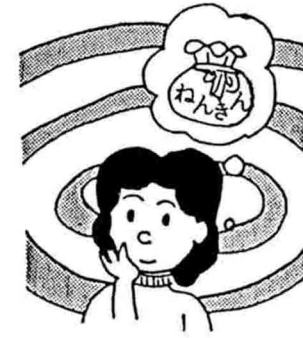
また、年金は、長い期間保険料を納めて、はじめて年金の受給資格がつきますので、保険料の滞納期間があると、納付済期間不足で年金が受けられなくなってしまうこともあります。

国民年金の保険料を納付することは、先ず自分自身の年金受給権を確保するものですので、納め忘れの期間がないか、もう一度自分の年金加

入期間をチェックしておくことも大切なことです。

もし、未納となった保険料は、二年前までさかのぼって納めることができますので、納め忘れのある人は、できるだけ早く住民福祉課国民年金係に相談のうえ整理しておきましょう。

何か忘れていませんか



年金は親・子・孫のたすけ合い
十月・十一月は
国民年金制度
推進月間です
正しい理解で豊かな老後

事業所得者の皆さん 記帳制度が設けられました

昭和五十九年度の所得税法の改正により、事業所得等(事業所得、不動産所得、山林所得)のある人に対して、記帳制度や記録保存制度など新しい制度が設けられました。

そこで、その制度のあらましを説明しましょう。

記帳制度

昭和五十八年分または昭和五十九年分の事業所得等の金額が三百万円を超える人(青色申告者を除きます)は、総収入金額や必要経費について簡易な

方法により記帳を行うとともに、その帳簿を七年間(書類は五年間)保存しなければならぬこととされました。

したがって、昭和五十九年分の事業所得等が三百万円を超えている人は、昭和六十年一月一日の取引から記帳することになります。

記録保存制度

事業所得等のある人(青色申告者を除きます)で、記帳制度の対象とならない人でも、昭和五十八年分の確定申告書を提出した人や昭和五十九年分の

税務コーナー

を行っています。



税を知る週間 11月11日→11月17日

国は、私たち国民が豊かで安定した暮らしができるように、幅広い活動

今年も、十一月十一日(日)から十七日(土)までを「税を知る週間」とし、この

確定申告書または総収入金額報告書を提出する人は、その業務に関して作成または受領した帳簿や書類等(決算関係書類、請求書、納品書、領収書など)を、五年間保存することとされました。

したがって、昭和五十八年分の確定申告書を提出している人などは、昭和六十年一月一日の取引に関するものから保存しなければなりません。

したがって、来々、昭和五十九年分の確定申告書を提出するときは、収支内訳書を添付することになります。

総収入金額報告制度

その年の事業所得等の総収入金額が五千万円を超える人(その年分の確定申告書を提出する人を除きます)は、その収入金額の合計額などを記載した総収入金額報告書を、翌年三月十五日までに提出しなければならないこととされました。

事業所得等がある人(青色申告者を除きます)が確定申告書を提出するときは、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を確定申告書に添付しなければならないこととされました。

この制度は、昭和五十九年分から適用されます。

詳しくは、お気軽に最寄りの税務署または税務課におたずねください。

期間中「この社会あなたの税が生きている」をメインテーマに、新聞やテレビ・ラジオなどを通じた座談会やデパートなどでの臨時税務相談、税金展の開設など各種の行事を行います。

なお、税金について困ったときや分からないときは、税を知る週間に限らず最寄りの税務署・税務相談室または税務課(☎六六一二一〇一)へお気軽におたずねください。

新潟県の
最低賃金改正
1日3,249円 (1時間 407円)
効力発生日 昭和59年10月5日
※詳しくは三条労働基準監督署(☎0256-33-1151)へお問い合わせください。

総合体育祭結果から

十月十日祝、十四日(日)の二日間にわたって、七種目(バドミントン、硬式テニス、卓球、分館対抗野球、柔剣道、バレーボール)の大会が行われた第十二回中之島村総合体育祭。(バスケットボールは都合により中止)
大会に参加した総勢五七〇名の選手たちは、秋の一日をたっぶりスポーツに親しみ、さわやかな汗を流していました。
各大会の結果は、次のとおりです。

バドミントン大会

- 男子の部
▽優勝 NBC-A 二位 近藤鉄工(A) 三位 近藤鉄工(B)
女子の部
七チーム参加
▽優勝 近藤鉄工 二位 必殺農業組 三位 優勝したいチーム

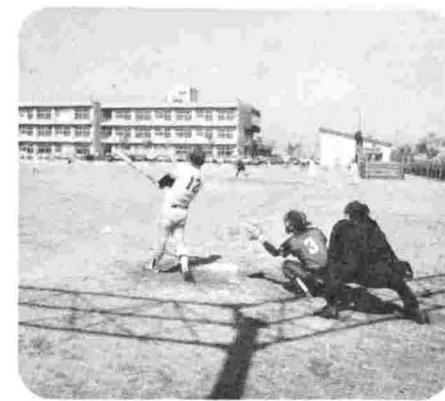


硬式テニス大会

- 男子の部
▽優勝 小坂井政昭 二位 国島正美 三位 西沢繁 三位

卓球大会

- 男子の部
▽優勝 上通 二位 ヤング 三位 中条 三位 球遊会



分館対抗野球大会

- 男子の部
▽優勝 中野分館 二位 中之島分館 三位 上通分館 三位

- 両田知章
女子の部
▽優勝 小柳ひとみ 二位 藤井名都江 三位 高橋秀子
婦人の部
八名参加
▽優勝 樋山久代 二位 石川セツ子 三位 国島満寿美 三位 小池代志美
中学生女子の部
七名参加
▽優勝 小川和美 二位 平沢真理子 三位 栗林智美 三位 吉村由美子

柔剣道大会

- 柔道の部
団体の部
小学生の部
▽優勝 中之島 二位 中野・中条 三位 中通・中之島
個人の部
小学三・四年生の部
九名参加
▽優勝 小菅宏徳 二位 山本竜 三位 塩入成則 三位 中島良規
小学五・六年生の部
六名参加
▽優勝 小菅浄史 二位 内藤吉男 三位 稲田雅紀
中学一・二年生の部
七名参加
▽優勝 麩沢武司 二位 今井進 三位 佐野誠
中学三年生の部
五名参加
▽優勝 高橋弘司 二位 宮部一雄 三位 松永博志



剣道の部

団体の部

- 総合
剣友会 三位 明強館
小学一・二年生の部
四チーム参加
▽優勝 信条A 二位 中条A 三位 小学三・四年生の部
六チーム参加
▽優勝 信条A 二位 中条A 三位 小学五・六年生の部
六チーム参加
▽優勝 中野A 二位 中条A 三位 中学生の部
八チーム参加
▽優勝 信条A 二位 中条A 三位

個人の部

- 小学一・二年生の部
二十五名参加
▽優勝 池田直司 二位 長谷川武志 三位 野中百恵 三位 池之上辰義
小学三・四年生の部
三十二名参加
▽優勝 大倉亮 二位 長谷川裕二 三位 清野敏弘 三位 安達豊

- 小学五・六年生の部
三十名参加
▽優勝 安達哲哉 二位 小川昌宏 三位 高野伸吾 三位 本間博

ご声援をお願いします 第32回村内一周駅伝競走大会

恒例の村内一周駅伝競走大会が、今年も11月3日(文化の日)午前9時に役場前を出発(雨天決行)しますので、みなさんからの温かいご声援をお願いします。
なお、各中継地の通過予想時刻(一番速い走者の時刻)は次のとおりです。

〈各中継地区通過予想時刻〉

区 (km)	中継地名称	予想時刻
第1区(3.4)	曾我物産前	9:16頃
第2区(3.0)	中通県道・農道交差点	9:30頃
第3区(3.7)	末宝神社前	9:51頃
第4区(4.1)	中条郵便局前	10:10頃
第5区(3.8)	信条小学校前	10:24頃
第6区(2.6)	三沼公民分館前	10:43頃
第7区(2.8)	西所公民分館前	10:58頃
第8区(3.9)	役場前ゴール	11:16頃
全長(27.3)		

- 中学男子の部
三十四名参加
▽優勝 稲庭勇一 二位 高橋孝一 三位 安達勝 三位 小川嘉則
中学女子の部
七名参加
▽優勝 遠藤朝子 二位 曾我順子
バレーボール大会
男子の部
六チーム参加
▽優勝 上通コスモス 二位 バレーボール教室 三位 下沼エンジェルズ
婦人の部
六チーム参加
▽優勝 中之島YMC 二位 西所MSC 三位 中野バレークラブ



菊花展の様子(昨年の村民祭から)

当日の売上金の全部、または品物によつては一部を、中之島村福祉協議会に寄附させていただきます。
また、当日は「大竹邸記念館」(民俗資料館)(旧中野小の一部を転用)を開館いたしますので、そちらへもぜひお立ち寄りください。

十一月十一日(日)は
家族みんなで
お出かけください
村民祭

- 会場 中之島村公民館
- 時間 午前九時～午後四時(ただし、チャリティーセールは午前十時開場)
- 主催 村民祭実行委員会
- 後援 中之島村・中之島村公民館・中之島村商工会
- 出品内容と展示場所及び開催期間
 - 農産物展示即売会(第一会議室)
 - チャリティーセール(大広間)
 - 錦鯉展示会(屋外)
 - 生花展(講座室)
 - わたあめ、串だんご販売(ロビー)
- ※以上は十一月十一日(日)のみ開催
- 村民作品展(講堂)
 - 十一月八日(木)～十二日(月)
 - 十一月七日(水)～十二日(月)
- 菊花展(屋外)

お勤めの方なら どなたでも

勸新潟県労働者信用基金協会の保証により、お勤めで次のような方々が労働金庫から融資を受けられます。

【融資対象者】

- ▷勤務先に労働組合がない方。
- ▷勤務先に労働組合があっても、その労働組合が労働金庫に加入していない方。
- ▷勤務先の労働組合が労働金庫に加入していても、管理職等のため労働金庫を利用することができない方。
- ▷事業主以外のお勤めの方。

【融資の種類等】

名称	融資額	金利	期間	用途
不動産担保	住宅ローン	3,000万円以内 年7.70% ~8.10%	10年~ 30年以内	新築・増改築・土地・家屋購入
	暮らしのローン(多目的)	1,000万円以内 年8.70% ~9.10%		住宅・教育・生活資金など多目的
	災害住宅ローン	3,000万円以内 年7.45% ~7.85%		家屋補修・復旧資金・土地・家屋購入
無担保	暮らしのローン	100万円以内 年10.90%	5年以内	自動車購入・結婚・教育・レジャー資金
	教育ローン	200万円以内 年9.20%	10年以内 (複利期間4年以内含む)	お子様の教育資金
	災害無担保ローン	100万円以内 年8.90%	10年以内	建具・畳・家具等の復旧資金

(59.10.1 現在)

※詳しくは、労働金庫長岡北支店(☎34-5010)または勸新潟県労働者信用基金協会(☎0252-34-3411)にお問い合わせください。

村史編さんこぼれ話(その六)

地蔵尊の話(二) 六所六地蔵の由来

大字六所には、集落の南端から北端にかけてほぼ一定の間隔をおいて六体の地蔵尊(石像)が祀られている。これを名づけて「六所六地蔵」という。

さて、普通に六地蔵というのは、寺の境内や霊場の入口などに見られ、六体が並んで安置されている地蔵尊像をさしている。これは、六道(天上・人間・修羅・畜生・餓鬼・地獄)の衆生を教化する菩薩であり、業の深い衆生をわけへだてなく教化しようとする、佛の慈悲を六体で表したものである。

ところで、六所の六地蔵の由来からは、これと異った意味が受けとれ、たまたま六体の地蔵尊像が必要であったとも考えられるのである。

その由来を語る、二つの説を紹介してみよう。

▼その一「五カ村の融和のために」

明治二十二年以前の大字六所地域は、六所興野、五十地新田、栗林村、三右衛門興野、中新田の五カ村に分かれていた。明治の初め、栗林村の富所七兵衛という青年が、五カ村の融和を図る

べく自から発心し、各村々の青年達に呼びかけ、一致協力して六体の地蔵尊を建立安置したというのである。

五カ村で、なぜ六体を建立したのかはわからないが、青年による発願に意義を感じるのである。

▼その二「淵の守り神として」

刈谷田川は、昔から九十九折川(つづらおりがわ)といわれ、その流れが無数に屈曲していた。そのため、たくさんの淵と瀬が交互し、淵はいつも水を湛えており、夏ともなれば子ども水遊びの場となっていた。

その六体の地蔵尊は、六所の地先にあった六つの淵に一体づつ建立された淵の守り神で、子どもの水死事故を防ぎ、併せて家内の安全を祈願したもの

であるといわれている。

ところで、六つの淵とはつぎのよう
に
い
わ
れ
て
い
る。
・そいみ淵 ・さえみ淵 ・中新田淵
・もんべえ淵 ・ぶんねみ淵 ・せい
はち淵

※ ※

六体の地蔵尊は、度々の川の改修で
移転してはいるが、人々の信仰は今も
変りがない。

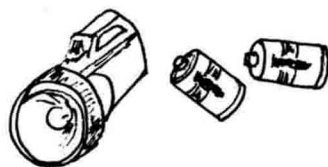


昭和60年4月から 使用済み乾電池の 回収を実施します

三島郡清掃センター組合(与板町・出雲崎町・寺泊町・和島村・中之島村の5町村で構成)では、昭和60年4月から、いま問題になっている「使用済み乾電池」を回収することになりました。

各家庭及び事業所におかれましては、当分の間、使用済み乾電池を捨てないで、保管されるようお願いいたします。

なお、回収期日・方法等については、別途広報などでお知らせします。



身体障害者の 範囲が拡大に

このたびの身体障害者福祉法の改正により、10月1日から、人工肛門、人工膀胱の手術を受けた方々について、本人の申請により、身体障害者手帳の交付を受けることができるようになりました。

なお、装着部位によっては、手帳交付の対象とならない場合もありますので、詳しくは住民福祉課(☎66-2170)におたずねください。

◎身体障害者の更生医療について

健康保険法等の一部改正が10月1日から施行されたことに伴い、健康保険本人の方も、更生医療の給付を受けることができるようになりました。詳しいことについては、上記と同様住民福祉課におたずねください。

人口の動き

9月30日現在	
()内は前月比	
人口	11,538人(+15)
男	5,661人(+9)
女	5,877人(+6)
世帯数	2,343戸(+4)

編集後記



▼朝晩めっきり冷え込み、あわてて暖房器具を取り出した家庭も多いことと思います。歳時記でもふれていますが、これからの季節は火災の発生しやすい時期となりますので、火の用心には十分心がけましょう。なお現在、県下一斉に「秋の火災予防運動」(十月二十六日(金)~十一月一日(木))が実施されています。

◇ ◇

前号の「中之島村長寿者番付」欄で、中之島第五の高野ハルさん(85)は、高野タヲさん(85)の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

大竹邸記念館開館日

●第1・第3金曜日、第2日曜日
●午前10時~午後3時

民俗資料館開館日

●毎月5日・15日・25日
●午前9時~午後4時

届出をしないこと

届出をしないで土地取引をしたり、偽りの届出をすると6か月以下の懲役、または30万円以下の罰金に処せられることがあります。



遊休土地制度

届出をして取得した一定面積以上の土地が3年たっても利用されていない場合には、知事は、その土地の有効かつ適正な利用を促進するため、その土地を「遊休土地」に指定し、所有者等に通知することがあります。この通知を受けたときは、その人は、その土地の利用や処分の計画を知事に届けなければなりません。この届出を受けて、知事はその土地の積極的利用のために必要な助言や勧告をします。



土地取引価格の目安

地価公示と地価調査

土地は、他の商品と異なり、価格の判断が難しいのが実情です。そのため、いったん適正な価格より高い価格で取引されると、それが周辺の地価に影響して地価水準が引き上げられる、といったことがよく起こっていました。また、公共用地の取得価格も、公共事業間で必ずしも統一されているとはいえ、地価が混乱する一つの原因になっているとの指摘もなされていました。

このような価格の高騰を防ぐため、また土地取引価格の目安とするため、調査地点を設定し一定の期間に「正常な価格」を年一回判定公表する制度として国が行う「地価公示」と県が行う「地価調査」があります。

これらの制度はいずれも、一般の土地取引や公共用地の取得価格の算定などに当たって、信頼度の高い指標を皆さんに提供しようとするものです。

価格の公示については、それぞれの公表日に官報等で公表されるほか、同時に新聞やテレビなどで報道されます。また調査価格や調査地点を書き込んだ図面は、都道府県庁や関

係市区町村の役場へ行けば、どなたでも簡単に閲覧できます。土地取引などに当たってはぜひ参考にしてください。

◎地価公示(国が実施) 59年1月1日現在

番号	所在地及び地番	1㎡当たりの価格(円)	都市計画法の地域分類
中之島-1	大字中之島字腰巻6,659番	29,300 (-)	市街化区域 (住居地域)
-2	大字中之島字三並395番	28,800 (26,800)	市街化区域 (住居地域)
10-1	大字中条字宮村丙502番	10,700 (10,500)	市街化調整区域

◎地価調査(県が実施) 59年7月1日現在

番号	所在地及び地番	1㎡当たりの価格(円)	都市計画法の地域分類
中之島(県)-1	大字中之島字腰巻469番	32,500 (32,000)	市街化区域 (住居地域)
10-1	大字大口字居掛1,583番子外2筆	13,700 (13,000)	市街化調整区域

※地目はいずれも「宅地」。()内は前年同期の価格

土地取引のまえに届出を……

国土利用計画法の目的

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し乱開発などを未然に防ぐため、土地取引について届出制を設けています。

一定面積以上の土地の取引をしようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければなりません。

届出の必要な土地取引

届出を必要とする面積は、次の一定面積以上の「一団の土地」です。

- 1) 市街化区域 2,000㎡以上
- 2) 1)を除く都市計画区域 5,000㎡以上
- 3) 都市計画区域以外の区域10,000㎡以上

届出の必要な取引は、

- ▷売買 ▷共有持分の譲渡 ▷営業譲渡
- ▷代物弁済 ▷交換 ▷譲渡担保 ▷地上権、賃借権の設定・譲渡など

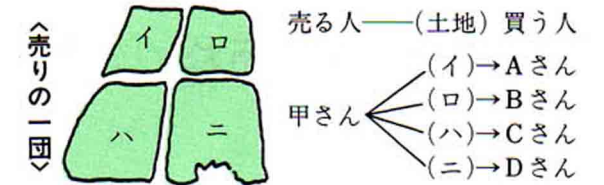
ただし、農地法第3条第1項の許可を要する場合は不要です。

一定面積以上の土地取引には事前に届出が必要です。

〔一団の土地〕 個々の取引面積は小さくても、合計していくと一定面積以上となる下図のような一団の土地取引は、個々の取引それぞれについて届け出が必要です。



(い+ろ+は+に) = 一定面積以上



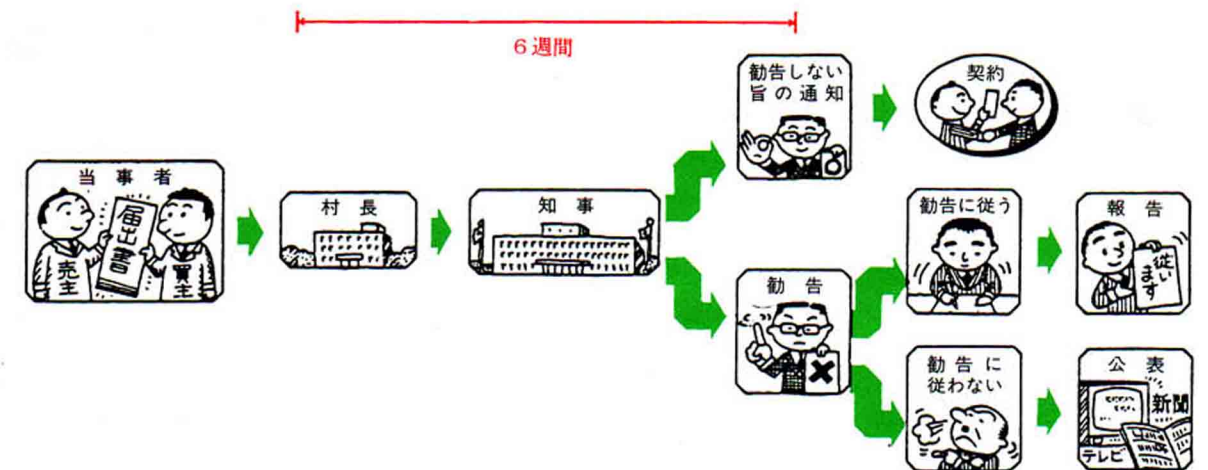
(イ+ロ+ハ+ニ) = 一定面積以上

届出から契約まで

土地取引を行う両当事者、(売買の場合は売り主と買い主)は、契約を結ぶ6週間前までに、取引で予定している代金の額、その土地の利用目的などを記入した届出書を、村長を経由して知事に提出しなければなりません。(届出用紙は役場企画課にあります)

届出を受けた知事は、取引価格や利用目的などを審査し、問題がなければ、届出日から6週間以内に文書で通知します。この通知を受けとって、初めて契約ができることになります。

また、適正でない点があるときは、学識経験者で構成される土地利用審査会の意見を聴いて、取引の中止・価格の引き下げなどの勧告をすることがあります。



届出は契約の6週間前までにしましょう。

(裏面につづく)